

### 13 環境省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	処分の対象となる一般廃棄物(焼却残渣)の利用に 関する規制の緩和	都道府県 提案事項管理番号	神奈川県 1011010
提案主体名	株式会社日本環境カルシウム研究所		

制度の所管・関係府省庁	環境省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>一般廃棄物の処理責任者である地方公共団体の清掃工場から排出される焼却残渣(一般廃棄物に限る)を当該地方公共団体が盛土構造物を築造するための盛土材として自ら利用する場合は、当該焼却残渣の処理方法(中間処理を除く)を廃棄物処理法に基づく廃棄物(占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要になったもの)の処分としてではなく、廃棄物処理法の上位法である循環型社会基本法に基づく循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)の利用として取り扱うこととする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>エネルギー消費量の少ない一般廃棄物(焼却残渣)の有効利用を促進して、低炭素社会と循環型社会との統合を目指す。</p> <p>具体的には、焼却残渣の処理責任者である地方公共団体が当該焼却残渣を盛土構造物を築造するための盛土材として自ら利用することにより、一般廃棄物の最終処分量および再生利用等に伴うエネルギー消費量の削減を図ることが可能になる。また、築造した盛土構造物を太陽光発電に利用することにより、国の喫緊の課題である自然エネルギーの拡大を図ることが可能になる。</p> <p>提案理由： 焼却残渣の有効利用は、二酸化炭素の排出量の多い溶融固化処理やセメント原料化が主流になっており、低炭素社会と循環型社会との統合を目指す日本の地方公共団体における一般廃棄物の処理方法としては時代の流れに合わない状況になっている。</p> <p>代替措置： 利用する前の焼却残渣(廃棄物)は、当該地方公共団体の責任において排出場所である清掃工場内にて廃棄物処理法の中間処理の規定に基づいてその全量を盛土材としての性能を有する性状に加工するため、安定化処理剤等を混練し固化・不溶化することとする。また、この加工した焼却残渣(循環資源)を当該地方公共団体が自ら利用する施設については、設置および維持管理に際して、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の最終処分場の規定を遵守(準用)するものとする。</p>

### 13 環境省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	容器包装リサイクル法における「分別基準適合物」および「再商品化手法」の一部緩和	都道府県	神奈川県、北海道
		提案事項管理番号	1012010
提案主体名	株式会社エコデリック、明円工業株式会社		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省 環境省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容
<p>1. 容器包装リサイクル法第二条6項における分別基準適合物について環境省令第二条八項の二に規定されている「圧縮されていること」を除外する。</p> <p>2. 「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(公布日:平成18年12月01日)」にて記述されている「固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料」の緊急避難的・補完的手法の位置づけを緩和し、通常の再商品化手法の位置づけとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>現行の容器包装リサイクル法は、公布当時の技術や世界情勢を前提とした枠組みになっており、近年欧州各国で見られるパッカー車から降ろした時点でダイレクトに素材選別を行う高効率な選別特化施設が誕生しえない枠組みになっている。この特区では同法に規定されている「分別基準適合物」の定義や「再商品化手法」の一部を見直し、①選別特化施設が誕生し得る枠組みにする②パッカー車から降ろした時点での組成調査によって容器包装の含有割合を推定し、その割合から特定事業者負担分と自治体負担分を算出することでより公平な費用負担にする③高い環境負荷低減効果がありかつコスト優位性のある固形燃料等の手法を活用する、上記3点を達成することを目的とする。その結果、特にプラスチックのリサイクルにおいて発生している非合理的部分を解消し、プラスチックをより高効率なりサイクルへシフトさせ CO2の更なる削減を達成することを目的とする。その非合理的部分とは、1. 自治体の選別施設と再商品化施設の2段階で選別が行われており非効率でコストがかかる上、各リサイクル手法に向けた素材ごとの分離が進んでいないことにより製品売価が高上していない、2. 自治体が分別基準適合物以外のものを分離しなければならず、その分離コスト負担を嫌って分別収集を実施しない自治体が未だに多く存在すると思われる、3. 自治体が分離した分別基準適合物以外のものを同一の再商品化ルートに流すことができずに焼却に回るケースがある、以上3点でありこれらの解消によって合理的なりサイクル手法の選択、合理的な分別収集の実施が進み、社会的総費用の低減および CO2 の更なる削減につながる。</p>

### 13 環境省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	一般廃棄物の収集運搬業及び処分業に係る許可要件の緩和	都道府県 提案事項管理番号	兵庫県 1039060
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>一般廃棄物である剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業について、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町との間で調整を行えば食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可に準じて主務大臣が認定することとし、事業者については、廃棄物収集運搬業の許可を不要とする</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案内容)</p> <p>一般廃棄物である剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業について、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町との間で調整を行えば食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可に準じて主務大臣が認定することとし、事業者については、廃棄物収集運搬業の許可を不要とする。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物のうち剪定枝等のバイオマスは薄く広く存在するため、再生利用事業を安定的に実施するうえで複数市町村をまたぐ広域的な取組が必要であるが、現状では「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」により、食品廃棄物に限り、再生利用事業計画の認定を受けたもののみ収集運搬業許可を不要としているため、剪定枝の肥料化等の事業化取組に支障をきたしている。</li> <li>・事業計画の策定・責任主体は、廃棄物からのペレット、堆肥等の製造事業者を想定しており、責任の所在を明確にしたうえで、計画を審査する</li> <li>・知事が事前に許可権限を持つ関係市町と十分に調整を図ったうえで、食品リサイクル法における特例措置に準じ、主務大臣が計画認定等を行うスキームにより、市町の意向を反映させる</li> <li>・国回答の一般廃棄物に関する再生利用指定制度では、市町によって再生利用が確実であると認める品目が統一されておらず、限定的であることから、広域的に取組を進めるうえで事業者が複数市町と個別に調整する必要があり、時間や手続面で事業者の負担感が大きい。</li> </ul>

### 13 環境省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	都道府県 提案事項管理番号	兵庫県 1039070
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
-------------	-----

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>狩猟者の確保を図るため、銃猟の免許試験において、銃所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験者負担を軽減する</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>[提案内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験のうち、銃所持許可の検定と重複する課題を免除する。</li> <li>・ 捕獲の即戦力となり得る銃所持許可者に狩猟免許の取得を促していくために、銃刀法に基づき実施された技能検定において銃器の基本操作については既に技能を確認されていることから、狩猟免許技能試験において重複する当該項目についてのみ免除を求めるものである。</li> </ul> <p>[提案理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっている。そのため狩猟免許所持者、とりわけ第一種銃猟免許所持者を増加させるために受験者の負担軽減が必要であることから再提案するものである。</li> <li>・ 免除をするのは試験(検定)の実施視点にかかわらず普遍である基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、脱包)であり、実際の猟野での発砲を想定した試験項目(団体行動の場合の銃器の保持・受け渡し、休憩時の銃器の取扱等)については従来どおり実施したうえで、試験実施手順の組み替えを行うことにより、受験者の負担軽減を図る。</li> <li>・ 技能検定、狩猟免許試験ともに基準点に達すれば合格であることから、技能検定の基本操作が満点でなくとも改めて技能の確認は必要ないものとする。</li> </ul>

### 13 環境省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受け ずに特定鳥獣を捕獲できるようにする	都道府県 提案事項管理番号	兵庫県 1039080
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区の全部又は一部区域について、特定の鳥獣(シカ・イノシシ※)に関し、「わな」による捕獲をすることができることとする</p> <p>※ 特定鳥獣保護管理計画を策定し、農林業被害の顕著な狩猟鳥獣(シカ・イノシシ)を対象とする</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>(提案内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害を発生させている地域のうち、知事が指定した区域内においては、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の有害鳥獣捕獲許可を受けことなく捕獲できる特例を設ける。</li> <li>・他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法(わなに限定)を限定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく実施することができる。</li> </ul> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植付直後や収穫直前の農作物等が野生鳥獣による食害等を受ける結果、農家の経済的損失だけでなく精神的な影響も深刻となっている。また、これらによる農業生産意欲の低下が地域社会の維持にも大きな影響を与えている</li> <li>・猟師の減少・高齢化等により銃猟による十分な捕獲ができない現状に鑑み、また、銃猟による誤射を回避するためにも、区域等を限定した「わな」による捕獲について、一定程度の規制緩和を行うべき</li> </ul>

### 13 環境省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後から日出前まで)も銃によるシカの捕獲をできることとする	都道府県 提案事項管理番号	兵庫県 1039090
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>農林業被害が著しい地域においてシカの捕獲拡大を進めるため、夜間に行う大量捕獲わな等により捕獲したシカの止めさし等について、夜間の銃の使用を可能とする</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案内容)</p> <p>日出前及び日没後に禁止されている銃猟について、大量捕獲わな等により捕獲したシカの止めさし等、灯火するなどにより安全性を十分確保できるものについては、夜間においても銃器の使用を可能とする。これにより安全を確保しつつ効率的なシカの捕獲を進め、また夜間に捕獲隊員が従事できるようになることにより早期に農林業被害の減少を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占め、有害鳥獣捕獲や個体数調整を行っているが未だ適正頭数に達しておらず、一方、捕獲班員の減少・高齢化等により日中の捕獲活動はこれ以上拡大できない状況にある</li> <li>・夜間でも十分な灯火により工事等の様々な社会活動が行われており、対象鳥獣を判別し、安全に銃使用ができる基準のもとで実施可能である</li> <li>・餌付けを行った場所での射撃であり、照明及び遠隔カメラを用いることにより、射撃範囲内の人や動物の識別は、これまでの捕獲取組で確認できている</li> </ul>

### 13 環境省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1039100
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
-------------	-----

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>自然公園内での風力発電施設設置について、周辺の風致・景観と調和すると県が認める場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>(提案内容)</p> <p>本県では、現在、次期地球温暖化防止推進計画について、国のエネルギー政策の動向等を注視しながら策定を検討しており、その中で、自然エネルギーの大幅導入を同計画に盛り込むことを考えている。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の温室効果ガス削減の目標達成に向け、特に電力不足が懸念される現状においては、再生可能エネルギーの導入促進は必要不可欠な状況である。</li> <li>・その方策の1つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、一定程度の規制緩和をすべきであり、風車の設置が周辺の風致・景観と調和する場合は、自然公園の風致景観に関する規制を除外すべきである。</li> </ul>